

令和7年度地域包括ケアシステム実践者向け研修（介護予防）業務委託 における企画提案募集要項

1 目的

介護予防事業は、高齢者が要介護状態となることの予防と、要介護状態における重度化を防止し、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としている。

本業務により、市町村が、地域支援事業等を活用して、効果的な介護予防・自立支援・重度化防止を推進する体制を構築するとともに、市町村職員等が多様な事業・資源・取組を一体的に活用できるノウハウを習得できるよう研修を行う。

2 委託業務の概要

（１）委託業務名

令和7年度地域包括ケアシステム実践者向け研修（介護予防）業務

（２）委託業務の内容

別添の仕様書のとおり

（３）履行期限

契約締結日から令和8年3月31日まで

（４）委託料

1,991,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

3 応募資格

企画提案書を提出することのできる者は、次の項目の全てを満たす者とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （２）埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。
- （３）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。
- （４）法人税、法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等、納付すべき税金を滞納していないこと。
- （５）本件募集の公示日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- （６）本件募集の公示日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除

措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

- (7) 過去5年（令和2年4月1日～令和7年3月31日）において、国や地方公共団体から受託した医療・福祉分野に係る事業の実績がある者。

4 選定方法

公募型のプロポーザル方式とする。

- (1) 本委託業務を滞りなく完了するためには、受託者が高い業務遂行能力を有しているだけでなく、地域包括ケアシステムや介護予防・日常生活支援総合事業への高い見識を有している必要がある。そのため、受託者の決定に当たっては、企画内容や事業経費の額のほか、事業者の経験や実績を含めて総合的に判断する。
- (2) 本企画提案競技に係る説明会は実施しない。

5 企画提案書等の提出

受託希望者は、次の内容を記載した企画提案書等を提出すること。

なお、企画提案に必要な経費は企画提案者の負担とする。

(1) 企画提案書（様式任意、ただし様式1を鑑とすること）

①基本方針

本業務を実施する上での基本方針及び特に重要と考えるポイント等

②事業概要

- ・事業の具体的なスケジュール案
- ・研修内容（カリキュラム等）に係る提案

③本業務を運営管理していく際の管理・実施体制

(2) 業務実績調書（様式2）

過去5年（令和2年4月1日～令和7年3月31日）において、国や地方公共団体から受託した医療・福祉分野に係る事業の実績

(3) 法人概要（様式任意）

(4) 事業費等見積書（様式任意）

6 質問の受付及び回答

(1) 受付期限

令和7年5月20日（火）午後5時15分まで

(2) 提出方法

質問内容を様式3に記載して電子メールで送付すること。

提出先のメールアドレスは、a3250-03@pref.saitama.lg.jpとする。

(3) 回答

質問者の法人名等を伏せた上で、令和7年5月22日（木）までに県ホームページに掲載する。

7 企画提案書の提出方法等

（１）提出方法

電子メールで提出すること。

提出先のメールアドレスは、a3250-03@pref.saitama.lg.jpとする。

データの容量が大きい場合は、ファイル転送サービスの活用もしくは分割送付すること。

また、提出後は、電話により到達の確認を行うこと。

（電話：048-830-3256）

（２）提出期限

令和7年5月29日（木）午後5時15分まで

8 選考方法・結果通知

（１）選考方法

ア 審査委員会（以下、「委員会」という）が、提出された企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、総合点が最も高かった提案者を委託先候補者として選定する。

イ 企画提案者多数の場合（概ね3者を超える場合など）は、書類による一次審査を実施する場合がある。当該審査を実施した場合、これを通過した企画提案者を委員会による審査の対象とする。

ウ 委員会の審査

① 実施日時及び会場

令和7年5月下旬～6月上旬（会場と日時は別途、応募者に連絡する）

② 審査方法

企画提案書等の内容に基づいたプレゼンテーションを行い、これを審査する。

③ 審査時間

1者につきプレゼンテーション20分程度、質疑応答10分程度とする。なお、審査時間割については、企画提案者へ別途連絡する。

④ 出席者

1者につき3名以内とする。

（２）結果通知

委員会審査後、令和7年6月中旬を目途に文書にて通知する。

9 その他

企画提案に参加しようとする者が1者の場合は、事前に委員会で定めた基準点を満たしていれば委託先候補者として選定する。

10 委託契約

埼玉県財務規則等関係法令に基づき締結する。

11 問合せ先

埼玉県福祉部地域包括ケア課 地域包括ケア担当

電 話：048-830-3256

E-mail：a3250-03@pref.saitama.lg.jp

12 その他留意事項

- (1) 提出書類は、本業務の委託候補者の選定以外の目的に使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (2) 提出期限を過ぎて提出された応募書類は無効とする。また、提出後の差替え及び再提出は認めない。ただし、委託者の指示による場合はこの限りではない。
- (3) 企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに埼玉県福祉部地域包括ケア課にメールにて連絡すること。
- (4) 業務委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするのではなく、採用された提案者の提案内容を踏まえて協議・調整を行った上で契約を締結する。その際、提案内容を一部変更する場合がある。
- (5) 業務委託契約に当たっては、埼玉県との契約実績等により契約保証金が必要になる場合がある。